

令和4年度第1回酒田警察署協議会の開催

日 時	令和4年6月21日(火) 午前10時から午後零時までの間
場 所	酒田警察署 401会議室
出席者	協議会委員：会長以下9名 警察署員：署長以下14名
議 題	警察業務全般に対する意見、要望

【協議内容等】

委員からの意見等	警察署の回答
歩行者優先意識と横断歩道での徐行意識の向上に向けて、今後も継続した啓発活動を実施してほしい。	引き続き横断歩行者妨害の取締りを強化するとともに「交通安全ありがとう運動」の周知実践を推進していきます。
自転車交通違反時に交付するイエローカードに、自分の所属先、係名、氏名を確実に記入してほしい。	勤務員への指導を徹底します。
冬期間の雪害や交通事故を防ぐため、除排雪等に関して行政機関と連携しているのか。	警察では、「大雪による地区や集落等の孤立」、「多数車両の立ち往生」、「雪下ろしや落雪等による人的・物的被害」に対応すべく、平素から自治体や道路管理者等の関係機関と雪害に関する情報共有を図り、現場確認や事故の原因調査等を行いながら、必要に応じた除排雪の要請を行っています。 また、雪害による各種事案の発生が予想される場合には、警察から道路管理者等に対し、早期に計画的・予防的な通行止めが広範囲に実施されるよう要請しています。特に、通学路や交差点における除排雪が速やかに実施されるよう連携しています。
信号機の設置場所は、どれ位の周期で見直しているのか。	道路整備等により、道路環境・交通量の変化が見込まれる場合、その都度必ず見直しを行っています。また、日頃から交通事

	<p>故発生状況の分析を行い、交通実態を踏まえた設置となっているのか検討しています。</p>
<p>地域住民に対する情報発信や意見の聴取等をどのような形で実施しているのか。</p>	<p>高齢化社会が急速に進展しており、特殊詐欺や交通事故等、高齢者が被害者となる事件・事故の抑止対策は治安上の重要課題となっており、ここ数年、高齢者宅への巡回連絡を重点的に行ってきました。現在は、高齢者宅への巡回連絡のほか、一般家庭に対する巡回連絡を強化しています。巡回連絡では、管内の事件・事故発生状況を踏まえた注意喚起を実施するように指示しています。</p> <p>その他、交番・駐在所が作成したミニ広報紙を全戸回覧したり、地元FMラジオや「やまがた110ネットワーク」を通じた注意喚起、各種会合等における広報等を行っています。</p> <p>また、意見の聴取については、巡回連絡のほか、地域の代表が集まる交番・駐在所連絡協議会や地域の会合等に参加して、地域住民の声を直接聞き、業務に反映しています。</p>
<p>犯罪を抑止するために、パトカーの姿を見せることが重要であると考えます。その活動も大通りだけでなく、住宅地域内もパトロールすれば効果的だと考えます。</p> <p>時間帯によっては、防犯アナウンスを流せばより効果的なものになると思うが、どうか。</p>	<p>当署では、管内の犯罪発生状況を分析し、発生が多い地区等を重点的にパトロールしています。</p> <p>現在は、6月1日に管内で交通死亡事故が発生したため、国道や幹線道路を重点的にパトロールしています。</p> <p>委員から御提案いただいた防犯アナウンスについては、今後検討していきます。</p>
<p>「やまがた110ネットワーク」は、多岐にわたって最新の情報が受け取れるので、今後とも効果的でタイムリーな情報発信を願う。</p>	<p>「やまがた110ネットワーク」は、県民一人一人に安全安心情報を直接届けることができる非接触型ツールとして極めて有効です。引き続き、地域住民にその有効性を説明して登録者の拡大を図るとともに、タイムリーで分かりやすい情報発信に努めています。</p>

<p>特殊詐欺被害防止対策の取組内容について教えてほしい。</p>	<p>特殊詐欺被害防止の対策として、3つの取組を推進しています。</p> <p>1つ目は、先制的な予防活動です。</p> <p>警察では、特殊詐欺の不審電話等の前兆事案を認知した段階で「やまがた110ネットワーク」を活用して迅速な注意喚起を行うとともに、被害者の立ち寄りが予想される金融機関、コンビニエンスストア、宅配業者等の事業者と情報を共有し、声掛け等の未然防止策を強化しています。</p> <p>2つ目は、犯人からの電話を直接受けないための対策です。</p> <p>固定電話に起因する特殊詐欺被害が一番多い現状を踏まえ、犯人からの電話を直接受けないことが特殊詐欺被害防止に非常に効果があると考えています。そのようなことから、巡回連絡等において、「常時留守番電話機能の設定」、「迷惑電話防止機能を有する機器への買い換え」「非通知着信拒否機能の活用」を働き掛けています。</p> <p>3つ目は金融機関、コンビニエンスストア等と協働した水際対策です。</p> <p>金融機関に対しては、高額出金を求める高齢者へのアンケートを活用した声掛けと警察への通報、コンビニエンスストアに対しては、高額な電子マネー購入者への声掛けと警察への通報を依頼しています。</p> <p>これら声掛けや警察への通報を確実に実施していただけるよう、今後も継続して依頼するとともに、防犯講習や声掛け訓練の実施等、平素から金融機関、コンビニエンスストア等に対して積極的に支援し、一層の連携に努めていきます。</p>
<p>犯罪の再犯防止への取組内容について教えてほしい。</p>	<p>再犯防止に関しては、「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき、国、県、民間団体等がそれぞれ再犯防止に向けた各種施策を推進しています。</p> <p>警察の生活安全部門で実施している再犯</p>

防止に向けた2つの支援活動を紹介します。

1つ目が、少年の「立ち直り支援」です。これは、非行少年の再非行を防止する観点から、少年や保護者と面接して助言・指導を行ったり、少年や保護者の同意を得て少年補導員等の少年警察ボランティアと協力し、農業体験活動等を行ったりしています。

2つ目が、「ストーカー行為者に係る精神科医療との連携」です。ストーカー行為者の中には、警察が検挙等の措置を講じてもなお、被害者に強い執着心や支配意識を抱き続け、つきまとい等を繰り返す者がいます。このような行為者に対しては、精神医学的・心理学的アプローチにより、被害者への執着心等を取り除いて、再犯防止を図ることが有効な対策の1つと考えています。そのようなことから、警察では、精神科医の診察やカウンセリング治療を受けることを行為者に対して勧奨し、受診に結び付けています。

【協議等の状況】

